

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝川駐屯地
第345会計隊長 安 田 和 樹

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	数量	単位
ユニットハウス借上	仕様書のとおり	1	ST

(2) 履行場所：陸上自衛隊滝川駐屯地

- (3) 履行期間：第1期 令和4年3月14日（月）～令和4年3月31日（木）
第2期 令和4年4月1日（金）～令和4年7月15日（金）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格申請「役務の提供等」登録業者で「D」等級以上の格付けを有する者
(3) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝川駐屯地第345会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊契約班
(2) 日時：令和3年3月4日（金）1000～

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
(2) 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分10以上を違約金として徴収する。）

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
(4) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）

7 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。ただし、落札金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができる。

8 落札決定方式

第1期及び第2期合算の総額による。総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）
(3) 入札に参加する者は資格決定通知書（写）を提出すること。
(4) 入札者は次の文面を入札書下部余白に記載するものとする。「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、開札における入札者の立会傍聴は認めない。そのため、入札書は郵便等により令和4年3月3日(木)1700までに必着とする。その際、下記入札担当者に到着の有無を確認すること。なお、再度入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- (6) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先
 - ア 入札に関する事項 第345会計隊(担当:渡部) TEL 0125-22-2141(内線547)
 - イ 仕様書に関する事項 第10即応機動連隊(担当:小林) TEL 0125-22-2141(内線234)

10 公告掲示場所

- (1) 掲示場所:商工会議所(滝川・美唄・岩見沢・旭川・札幌)、陸上自衛隊駐屯地(滝川・美唄・岩見沢・旭川・札幌)、北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 掲示期間:令和4年2月21日(月)~令和4年3月4日(金)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

作成部隊	第10即応機動連隊
作成者	第3科 小林曹長
作成日時	令和4年2月18日(金)

仕 様 書

- 1 件 名 : ユニットハウス借上
- 2 設置場所 : 陸上自衛隊滝川駐屯地 (下記「配置図」)
- 3 概 要 : 5号隊舎裏外柵寄りに仮設ユニットハウスを設置する。
- 4 期 間 : 第1期 令和4年3月14日(月)～3月31日(木)
第2期 令和4年4月1日(金)～7月15日(金)
- 5 借上等内訳 :

ユニットハウス	60型6連棟平置き×1、60型8連棟平置き×1、カーテン・レール付、ハウス組立・解体(照明LED)、管理費、ハウス下地材(冬季搬入用基礎養生)、運搬費
その他	ストーブ(90Lタンク含む)×2、取付・取外し
消火器借上	消火器10型×2
建柱外線変圧器工事	電柱×1、変圧器(1P20K)×1、電線0W4.0×70m、電線引込DV14×3×8m、高圧開閉器PC-6×2、軽腕金1.5M×2、支持材打込アンカー2号×1、電線ヒューズ14°×1、接地棒19×1.5×1、取付・撤去工事、耐圧試験、運搬費 又は既存の電柱を使用
幹線及引込盤	屋内電線×1、CV14×3C×5m、布線材結束バンド×1式、取付・撤去工事(2棟分)
引込開閉器盤	仮設プラBOX(B)NF3P60A)×1式、取付・撤去工事

上記の仕様は同等以上を可とする。

- 6 検 査 : 設置完了後、引渡し時に検査官立会いの上、設置状況及び機能点検等を実施して異常を認めない場合に合格とする。
- 7 その他 : 仕様書に明記していない事項については検査官と協議する。
- 8 配置図 :

